

令和元年6月27日現在

機関番号：32682

研究種目：基盤研究(C)（一般）

研究期間：2015～2018

課題番号：15K04320

研究課題名（和文）イギリス高等教育における教員養成の位置 - 高等教育一元化と「質保証」

研究課題名（英文）Position of teacher training within higher education in England - Higher education unification and "quality assurance" of teacher training

研究代表者

高野 和子 (TAKANO, Kazuko)

明治大学・文学部・専任教授

研究者番号：30287883

交付決定額（研究期間全体）：（直接経費） 2,900,000円

研究成果の概要（和文）： サッチャー・メジャー教育改革期に、1992年継続・高等教育法によって高等教育が一元化され、それまで「非大学セクター」として教員養成を提供してきたポリテクニックや高等教育カレッジが「大学」に昇格した。しかし1992年教育（学校）法および1994年教育法によって教員養成に特化した総合的な教育行政システムが構築されたことにより、教員養成は高等教育のなかにおけるある種の疎外された領域となり、さらには高等教育から分離される方向をとることとなった。

研究成果の学術的意義や社会的意義

イギリスの教員養成で1990年代から今日まで続く動向については、従来、“教員養成の高等教育から学校現場へのシフト”という現象的把握がなされていたが、それについて、教員養成を高等教育一般から分離する独自の行政システムの成立を基盤として可能となったものであることを明らかにした。

対象期間において、教員養成課程の査察や財政措置が高等教育一般のそれから分離され、それによって、教員養成の行政が高等教育系列ではなく初等中等教育系列に位置づけられたという、戦後イギリス教員養成史の画期ともなる点を明らかにした。

研究成果の概要（英文）： In Thatcher-Major education reform period, the binary system of higher education was abolished by the Further and Higher Education Act 1992. On the other hand, teacher training became a kind of alienated area within the unified higher education, and what is more, began to be separated from higher education institutions. These are due to the creation of a comprehensive administration system specialized in teacher training by the Education(Schools) Act 1992 and the Education Act 1994.

研究分野：教師教育 教育行政学

キーワード：イギリス 教員養成 高等教育 質保証 accreditation validation 学校主導の教員養成 PGCE

## 様式 C - 19、F - 19 - 1、Z - 19、CK - 19 (共通)

### 1. 研究開始当初の背景

(1) 教員養成課程については、その課程の修了者に対して教員資格を与えるに相応しい課程であるか否かというプロフェッショナルな側面についての承認 (accreditation、今日の日本において高等教育関係の議論で使われる「アクレディテーション」とは異なる) と、課程修了者に学術的な称号を与えてよい水準であるかというアカデミックな側面についての承認 (validation) という二つの側面での「質保証」が問題になる。イギリスにおいてこのふたつが分離され、プロフェッショナルな側面の「質保証」 - 日本でいうなら課程認定 - に特化した担当行政機関が成立したのは、サッチャー政権下での Council for the Accreditation of Teacher Education (CATE) 創設 (1984 年) によってであった。その後、CATE に代わる機関としてメージャー政権下で 1994 年に Teacher Training Agency (TTA) が設立され、さらにその後、Training and Development Agency (TDA, 2005 年 ~)、Teaching Agency (2012 年 4 月 ~ 2013 年 3 月) 等に引き継がれていった。

教員養成の歴史は、イギリスの教育史研究においては“今日では関心を引かない、どちらかといえば無視されたテーマとなっている”と言われる状況にある (Crook, 2012)。そのことを反映して、CATE については活動期間中に当事者による報告・研究がなされた (Taylor, 1987; Macintyre, 1991) もの、CATE 廃止以降にその役割や機能状況の歴史的な検証は行われていない。また、CATE TDA TTA という「質保証」システム改変の歴史にも研究的注意が払われてきたとは言えない。

(2) 一方、日本においてイギリス教員養成に関心が寄せられる場合、教育「改革」を推進しようとする論議の中で、教員養成スタンダードを設定したり査察と予算配分を結びつけたりするイギリスのシステムが目玉され、「教員養成に対しても国が責任をとる姿勢」が明確であると、TTA を賞揚する紹介がされる例もあった (中西, 2005)。

また、イギリスの教員養成について、1980 年代末以降に顕著となり基本的に今日まで続く動向として、教員養成の行われる“場”が高等教育機関から学校現場へとシフトしていることや、教職への入職ルートが「多様化」していることが紹介されてきた。しかし、研究代表者によるものも含めて、これらの動向の出現と継続を可能にしている条件については十分に考察されてこなかった。

(3) 高等教育機関から学校現場への教員養成の“場”シフトが制度として始まったのは、雇用ベースの教員養成であるライセンス教員計画 Licensed Teacher Scheme (1989 年の規則改正による) や学校における教員養成 School Centred Initial Teacher Training (SCITT, 1993 年 ~) など、1990 年前後のことである。研究代表者は、この時期が、教員養成の主要提供機関であった「非大学セクター」高等教育機関の「大学」への昇格を可能とした 1992 年継続・高等教育法の準備・成立と同時期であることに着目した。

### 2. 研究の目的

(1) 本研究の目的は、1988 年教育法及び 1992 年継続・高等教育法によってイギリス (本研究ではイングランド) 教育が位相を変えたサッチャー・メージャー教育改革期のイギリスにおいて、一元化される高等教育の中で教員養成がどのような位置におかれていったのかを検証することである。そのために、教員養成の「質保証」システムの形成に注目し、同時期の高等教育の「質保証」システムの整備と作動に際して教員養成がどのように扱われたのかを明らかにしようとした。

(2) これによって、1.(1) で指摘した研究の欠落を埋める手がかりとし、また、1.(2) で述べた動向について“高等教育機関が学校現場か”という現象的把握をこえる分析ができると考えた。

### 3. 研究の方法

(1) 文献調査: 本研究の対象期間をとりあげた高等教育・教員養成関係の日英両国における先行研究調査を行う。これによって、対象期間における事実関係を確定し、タイムライン (年表) を作成するとともに、教員養成の「質保証」システムを構成する要素を明らかにする。

(2) インタビュー調査: 対象期間に大学人として教員養成を担った人物、教員養成・高等教育それぞれの「質保証」に内部的に関わった人物にインタビュー調査を行う。これにより、文献調査の結果を立体的に再構成することができる。

### 4. 研究成果

以下のことが明らかとなった。

(1) 高等教育全体が「二元構造」をとっていた 1980 年代後半のイギリス教員養成において、そのアカデミックな側面については、「大学セクター」で提供される教員養成については大学が、「非大学セクター」の教員養成については全国学位授与審議会 Council for National Academic Awards (CNAA) と大学というふたつの質保証システムが関わっていた。一方、プロフェッショ

ナルな面では、「二元構造」下であるにもかかわらず、「大学セクター」・「非大学セクター」いずれで行われる教員養成についてもひとしく管轄する単一の「質保証」システムが存在する状態となっていた。1984年に1.(1)で述べたCATEが、大臣が accreditation を行う際の助言機関として設立されていたためである。1992年の高等教育一元化にともない、すべてのポリテクニクと規模・質の基準を満たした高等教育カレッジが大学に昇格し、アカデミックな面の「質保証」に関しては全国学位授与審議会 CNAA が廃止されるという大変動があった。しかし、プロフェッショナルな面に関しては引き続き CATE が担当することで変化はなかった。

1994年にCATEの機能を引き継いだTTAは、CATEと同じく教員養成課程の accreditation のための要件(criteria)を作成・提示するだけでなく、教員スタンダードをも作成・提示することとなった。課程修了時に学生が“入職時の教員としてのスタンダード”を達成できているように教員養成機関に対して要求することで、養成課程の内容と現職教員の力量(評価)の問題がリンクされた。

(2) 勅任視学官 HMI (Her Majesty's Inspector) による教員養成の査察については、かつては、「大学セクター」と「非大学セクター」の間には明確な差異があった。歴史的に強い自治権を持つ大学には HMI は決してアクセスしなかったが、大学の中の“特殊な領域”である教員養成については、大学と HMI の間に協定 Concordat が存在し、大学側の招待 invitation のある場合にのみ査察が可能ということになっていた。一方、「非大学セクター」高等教育機関にとっては、HMI は教員養成に限らずすべてのところを査察する日常的な存在であった。

しかし、CATE という単一の「質保証」システムの出現によって、「大学セクター」の教員養成は特権を実質的に失い、「非大学セクター」と同列の扱いになった。「大学セクター」の教員養成にとって、協定 Concordat は存在するものの、教員養成課程の accreditation を得るためには CATE から大臣への助言がなされねばならず、CATE の助言は HMI の査察結果にもとづく必要があることから、教員養成を提供するためには査察を受け入れざるを得ない実態となったためである。

1992年継続・高等教育法によって高等教育が一元化されると、それまでの「大学セクター」と「非大学セクター」高等教育機関は以後、共に同一のオーディット・システム - Higher Education Quality Council - の下におかれることになった。ところが、同法の10日後に成立した1992年教育(学校)法が HMI にかかわって査察を行う教育水準局 Ofsted(The Office for Standards in Education)を設置し、「学校教員の養成について」を首席勅任視学官 HMI (Her Majesty's Chief Inspector) の機能として明記した。教員養成の査察は、高等教育の一元化とほぼ同時に、高等教育とは別系列 - 初等・中等教育、継続教育の系列 - に位置づけられたことになる。

(3) 「大学セクター」・「非大学セクター」という二元構造に対応していた高等教育財政の制度機構は高等教育一元化にともなって一元化され、旧来からの大学もポリテクニク等から昇格した大学も、すべての大学は同一の機構 - 高等教育財政審議会 Higher Education Funding Council (HEFC) で扱われることになった。しかし、ここでも教員養成は高等教育一般から分離される。1994年教育法によって TTA が設立された際、TTA の機能を列記した第一条において、教員養成についての財政措置 funding がその筆頭にあげられていたのである。これによって、いったんは一元化された HEFC で高等教育の一部門として扱われていた教員養成の財政措置は、HEFC から TTA へと移ることになる。

1994年教育法は同時に、補助金・学生定員配分に際しては、当該教員養成機関の教育の質について首席勅任視学官 HMI が査察にもとづいて行った評価を考慮することを求めた。これによって教員養成課程の査察(結果)と補助金・学生定員配分が結びつけられることとなった。

(4) TTA を設立した1994年教育法は、第12条において、学校が教員養成課程を提供する権限を規定した。ここにおいて、教員養成の学校へのシフトは明確な法的基盤を与えられ、初等中等学校も高等教育機関も、教員養成課程を提供するという点では同列の機関となったのである。

また、同法4条2項により、教員養成を行う学校は財政措置を受けられるようになった。(3)で1994年教育法によって教員養成の財政措置が高等教育一般から分離されたことを指摘したが、それは、教員養成を行うのであれば、高等教育機関も初等中等学校もひとしく対象となるということと組み合わせられたものだったのである。

以上、教員養成のプロフェッショナルな側面についての「質保証」機関として「二元構造」の両セクター(「大学セクター」と「非大学セクター」)を一括して扱う組織 CATE がすでに設立されていたことをベースとして、一元化後、高等教育機関だけではなく学校が提供する教員養成をも含めて扱う、教員養成に特化した総合的な教育行政システムである TTA が設立された。TTA によって、accreditation と査察、財政措置が相互に結びつけられ、“スタンダードの設定と、評価によるエビデンスをもとにした学生定員・予算配分”というシステムが出現した。高等教育一元化前後において、このように教員養成に特化した教育行政システムが整備されていたことが、教員養成が高等教育の中で周辺化され、さらには高等教育から分離されていく基盤となり、教員養成の“場”の高等教育から学校現場へのシフトという今日まで続く動向を可

能にすることとなった。90年代以降に進んだ“教員養成の学校現場へのシフト”や教職への入職ルートの「多様化」という現象は、この独自のシステムの整備によって支えられている。

(5)(1)～(4)で指摘したことを理解するには、イギリス教員養成の主流が学部段階(BEd 教育学士課程)から学卒後(PGCE 課程)に移ったことに注意を向ける必要がある。

PGCE 課程への移行は、単なる養成パターンの変化(3ないし4年の並列型から3年+1年の積み上げ型へ)にとどまるものではない。プロフェッショナルな内容にほぼ特化した養成課程となったことが、もともと伝統的に大学とは親和性の低かった教員養成が高等教育内部でいっそう周辺化される状況につながり、また、高等教育機関以外 - 具体的には学校現場 - での養成の展開を容易にした。

PGCE 課程では修了時に高等教育機関が授与する学術的称号 academic award としての PGCE と、大臣が授与権を持つプロフェッショナルな資格としての教員資格 Qualified Teacher Status (QTS) を取得できる。しかし、教員養成が学卒後に移り、かつ、プロフェッショナルな側面について独自の教育行政システムが整備されたことによって、高等教育機関とはまったく関係を持たずプロフェッショナルな資格である QTS だけを取得させる養成課程(PGCE 課程ではない)の出現が可能となった。

また、本研究の直接の目的とは異なるが、次の二点も重要である。

PGCE 課程への移行は、個別学生の教職選択の時期が大学入学時から卒業時へと遅れるということであり、教員就職が大卒労働市場一般にいっそう統合されることにつながった。その結果、必要教員数を国内の養成課程の定員管理によって確保する手法は、教職の職業としての吸引力の問題(加えてグローバルな人材移動)もあって限界を呈し始めている。

日本における教員養成の「高度化」議論のなかで、PGCE 課程について“修士レベルで教員養成が行われている”と紹介されることがある。しかし、PGCE は欧州高等教育圏資格枠組みでは第二サイクルの資格とはみなされていない。PGCE 課程で修士レベルの単位が取得できることと修士課程であることとは区別する必要がある。

(6) 本研究の当初計画時には十分な注意を払っていなかった、“査察”“教員養成の財政措置”の二点が「質保証」システムの重要項目を構成することが明らかになった。いずれも、教員養成の行政を初等中等教育系列、高等教育系列のどちらで行うかと関わる問題であり、対象期間において高等教育機関と教員養成との間でこれらについての分離がなされたことは、戦後イギリス教員養成史における一つの画期とみなすべきと思われる。

(7) これまで述べた教員養成についての独自のシステム整備とプロフェッショナルな内容にほぼ特化された PGCE 課程への移行により、以後、イギリスの教員養成政策においては教員養成課程がプロフェッショナルな側面での(のみ)とらえられ、そのアカデミックな側面には実質的な関心が向けられてこなかった。そのため、イギリスの議論では、高等教育機関が提供する教員養成課程について、プロフェッショナル、アカデミックの両側面をどのように関連づけるのかは、十分に検討されてきていない。日本における教職課程の「質保証」の議論でイギリスを参照しようとする際には、この点に注意する必要がある。

#### 引用文献

Crook, D. (2012), "Teacher education as a field of historical research: retrospect and prospect", *History of Education* 41(1), pp.57-72.

Macintyre, G. (1991), *Accreditation of Teacher Education: The Story of CATE 1984-1989*, Falmer Press.

中西輝政監修、英国教育調査団編(2005)『サッチャー改革に学ぶ教育正常化への道 - 英国教育調査報告』PHP 研究所。

Taylor, W. (1987), "Accrediting Teacher Education: the work of CATE", *European Journal of Teacher Education*, 10(1), pp.23-31.

#### 5. 主な発表論文等

[雑誌論文](計6件)

高野 和子、イングランドの教員養成 - 日本の議論への引き取り方とかかわって、日英教育誌、査読無、第3号、2017、pp.1-15

高野 和子、教師と教師教育のためのコンピテンスと基準 - その発展と問題点 - 英国におけるアプローチは共通か? Ian Menter 論文の解説と抄訳、日本教師教育学会年報、査読無、第26号、2017、pp.20-27

高野 和子、教員養成に関わる教育行政システムの構築 - イギリス高等教育一元化前後に注目して -、明治大学教職課程年報、査読無、第39号、2017、pp.17-26

<http://hdl.handle.net/10291/18830>

山崎 智子、イングランド教員養成における Ofsted 査察の現代的な位置づけ - 'School Direct' の質保証に注目して -、日英教育フォーラム、査読有、No.20、2016、pp.151-164、[http://www.juef.sakura.ne.jp/bulletin/vol.20/juef\\_2016\\_20\\_02\\_01\\_yamazaki.pdf](http://www.juef.sakura.ne.jp/bulletin/vol.20/juef_2016_20_02_01_yamazaki.pdf)

山崎 智子、イングランド教員養成における「学校ベース」の願意の変容 - 「技能職」と「専門職」をめぐるダイナミクス - 、比較教育学研究、査読有、第 54 号、2017、pp.110-130  
山崎 智子、イギリスにおける教師教育改革の一側面 - ある 'Teaching School' の実践から - 、教師教育研究、査読無、Vol.8、2015、pp.161-166

〔学会発表〕(計 5 件)

高野 和子、教師教育改革の現在を考える - イングランドを参照しながら - 、日本教育学会北海道地区公開講演会(招待講演)、2017  
高野 和子、山崎 智子、イギリス高等教育における教員養成の位置 - 高等教育一元化前後に注目して - 、日本教育行政学会第 51 回大会、2016  
山崎 智子、英国における教員養成と高等教育の現代的関係 - PGCE の質保証から浮かび上がる葛藤 - 、日本教育行政学会第 51 回大会、2016  
高野 和子、海外の教師教育：教職者の専門性を巡って イギリス、日英教育研究会、2016  
山崎 智子、英国における教員養成の質保証に関する予備的考察 - 'School Direct' に注目して - 、日本教育行政学会第 50 回大会、2015

〔図書〕(計 3 件)

高野 和子、東信堂、日英教育学会編『英国の教育』(担当は「教員採用・待遇」の項)、2017、総ページ数 293 (担当頁は 138)  
山崎 智子、東信堂、日英教育学会編『英国の教育』(担当は「大学のしくみ・制度」の章)、2017、総ページ数 293 (担当頁は 139-147)  
高野 和子、学文社、日本教師教育学会編『教師教育研究ハンドブック』(担当は「地域教師教育機構」の項)、2017、418 (担当頁は 366-369)

〔産業財産権〕

出願状況(計 0 件)

名称：  
発明者：  
権利者：  
種類：  
番号：  
出願年：  
国内外の別：

取得状況(計 0 件)

名称：  
発明者：  
権利者：  
種類：  
番号：  
取得年：  
国内外の別：

〔その他〕

ホームページ等

## 6. 研究組織

### (1) 研究分担者

研究分担者氏名：山崎 智子

ローマ字氏名：Tomoko YAMAZAKI

所属研究機関名：南山大学

部局名：人文学部

職名：講師

研究者番号(8桁)：20636550

研究分担者氏名：福島 裕敏

ローマ字氏名 : Hirotooshi FUKUSHIMA

所属研究機関名 : 弘前大学

部局名 : 教育学部

職名 : 教授

研究者番号 ( 8 桁 ) : 40400121

(2)研究協力者

研究協力者氏名 :

ローマ字氏名 :

科研費による研究は、研究者の自覚と責任において実施するものです。そのため、研究の実施や研究成果の公表等については、国の要請等に基づくものではなく、その研究成果に関する見解や責任は、研究者個人に帰属されます。